

郡山市上下水道局物品調達に係る入札結果の公表に関する要領

平成23年4月28日制定

平成26年4月1日一部改正

平成29年3月6日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

[上下水道局総務課]

(目的)

第1 この要領は、郡山市上下水道局総務課（以下「総務課」という。）が入札に付した物品（工事に係る土木、建築資材を除く。以下同じ。）の買入れ、製造の請負及び物品の修繕（以下「物品調達」という。）について、その契約における入札結果を公表することにより、入札の公正を確保し、もって入札の一層の適正化を図ることを目的とする。

(公表対象)

第2 公表の対象は、総務課が発注する物品調達に係る契約のうち、契約金額が80万円を超えるものに係る契約とする。

(公表内容)

第3 公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札日及び場所
- (2) 件名
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額

(入札不調時の取扱い)

第4 入札が不調になった場合は不調になった旨のみ公表する。

(公表時期)

第5 公表は、入札執行後速やかに行うものとする。

(公表方法)

第6 公表は、次項及び第3項の規定により書面を公衆の閲覧に供し、郡山市ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

2 書面による閲覧は、総務課に設置する閲覧所及び郡山市政策開発部広聴広報課市政情報センターにおいて行うものとする。

3 書面による閲覧の時間は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(公表期間)

第7 公表期間は、契約を締結した日の属する年度及び翌年度までとする。

(閲覧書類の保存期間)

第8 閲覧書類の保存期間は、5年間とする。

(補則)

第9 この要領に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要領は平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年3月6日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

